



報道発表資料の配付日時 12月 3日 (木) 16時00分

発表項目 (行事名)	「北海道食品ロス削減推進計画素案」に関する道民意見 (パブリック・コメント)の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、消費者や食品関連企業者等、関係機関・団体など様々な道民の方々の理解と参加・行動により、食品ロス削減に向けた効果的な施策を推進するため「北海道食品ロス削減推進計画」の策定に向けた作業を進めています。</p> <p>この計画の策定に当たり、広く道民の皆様のご意見をいただくため、別添「道民意見提出手続きの意見募集要領」により道民意見(パブリック・コメント)を募集します。</p> <p>【募集概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>意見募集する計画案 北海道食品ロス削減推進計画素案</li> <li>意見等の募集期間 令和2年(2020年)12月4日(金)～令和3年(2021年)1月5日(火)</li> <li>計画の案及び参考資料の入手方法 (1) 北海道のホームページ(農政部食の安全推進局食品政策課)への掲載 <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku_pubcome.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku_pubcome.htm</a> (2) 以下の場所での閲覧・配付 ア 農政部食の安全推進局食品政策課(道庁7階) イ 行政情報センター(道庁別館3階)、 ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナー</li> <li>意見等の提出方法 (1) 郵便 〒060-8858 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部食の安全推進局食品政策課 主幹(食育) (2) ファクシミリ 011-232-7334 (3) 電子メール slow.food@pref.hokkaido.lg.jp</li> </ol>		
参考	添付資料:「道民意見提出手続きの意見募集要領」		
報道(取材)に当たってのお願い	「北海道食品ロス削減推進計画素案」に対する意見募集について、広く道民の皆様への周知が図られるよう、積極的な情報提供をお願いいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付(場所) 同時レク		
担当(連絡先)	農政部食の安全推進局食品政策課(担当者:関本) TEL ダイヤルイン 011-204-5427 内線 27-666		

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和2年(2020年)12月4日

- 1 計画等の案の名称  
北海道食品ロス削減推進計画素案
- 2 参考資料の名称  
(1) 意見提出用紙例
- 3 計画等の案の入手方法  
(1) 北海道のホームページ(農政部食の安全推進局課食品政策課)への掲載  
([http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku\\_pubcome.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/syokuiku/syokurosusuisinkeikaku_pubcome.htm))  
(2) 以下の場所での閲覧及び配付  
ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課(道庁7F)  
イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)  
ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナー
- 4 意見等の募集期間  
令和2年(2020年)12月4日(金)～令和3年(2021年)1月5日(火)
- 5 意見等の提出方法及び提出先  
(1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
北海道農政部食の安全推進局食品政策課主幹(食育)  
(2) ファクシミリ 011-232-7334  
(3) 電子メール slow.food@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期  
提出された意見については、意見に対する考え方と共に令和3年(2021年)3月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。  
なお、意見募集の結果の公表は「3計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他  
(1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。  
(2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。  
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。  
(3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。  
(4) 電子メールによる意見の提出に当たっては、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。  
(5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、お問い合わせ願います。  
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先

農政部食の安全推進局食品政策課主幹(食育)

電話011-231-4111

(内線 27-666)

直通011-204-5427